

## 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

## 面積

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した平成 22 年 10 月 1 日現在の「平成 22 年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、(1)市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、(2)境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため 総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

## 年齢

年齢は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

## 平均年齢

平均年齢は、次のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

平均年齢に 0.5 を加える理由

国勢調査では、10 月 1 日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに 1 歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。つまり、10 月 1 日現在で X 歳と 0 日の人も、X 歳と 364 日の人も同じ X 歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X 歳と 0 日から 364 日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5 歳）を加えている。

## 国籍

日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」とし、日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国とした。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次の通り区分した。

未婚 - まだ結婚をしたことのない人

有配偶 - 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 - 妻又は夫と死別して独身の人

離別 - 妻又は夫と離別して独身の人

## 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり  
又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋な

どに下宿している単身者

- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍，  
独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、  
世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及  
び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)  
は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 - 学校の寮・寄  
宿舎で起居を共にし、通学している学生・  
生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 - 病院・療養所な  
どに、既に3か月以上入院している入院患  
者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 - 老人ホーム，児童保  
護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 - 自衛隊の営舎内又  
は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 - 刑務所及び拘置所の  
被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在  
院者の集まり
- (6) その他 - 定まった住居を持たない単身者  
や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船  
乗組員など

### 世帯主及び世帯人員

世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の  
届出等に関係なく、各世帯の判断による。

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯  
員）を合わせた数をいう。

### 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き  
柄により、次のとおり区分した。

- A 親族のみの世帯 - 二人以上の世帯員から  
成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある  
世帯員のみからなる世帯
- B 非親族を含む世帯 - 二人以上の世帯員か  
ら成る世帯のうち、世帯主と親族関係にな

い人がいる世帯

- C 単独世帯 - 世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親  
族の中で原則として最も若い世代の夫婦とそ  
の他の親族世帯員との関係によって、次のと  
おり区分した。

#### 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

#### 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
  - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
  - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
  - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
  - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
  - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
  - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
  - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）  
から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）  
から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）  
から成る世帯
  - 1) 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
  - 2) 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - 1) 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成  
る世帯
  - 2) 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成  
る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

### 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

### 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

### 3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

### 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅 - 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、

長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外 - 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

### 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯 - 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

(1) 持ち家 - 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

(2) 公営の借家 - その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

(3) 都市再生機構・公社の借家 - その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

(4) 民営の借家 - その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

(5) 給与住宅 - 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都

合上又は給与の一部として居住している  
場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を  
問わない。また、勤務先の会社又は雇主が  
借りている一般の住宅に住んでいる場合も  
含まれる。

間借り - 他の世帯が住んでいる住宅（持  
ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の  
借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借  
りて住んでいる場合

### 延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、  
その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・  
浴室・押し入れなども含めた床面積の合計を  
いう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の  
店・事務室など営業用の部分は延べ面積には  
含まれない。また、アパートやマンションな  
どの共同住宅の場合は、共同で使用している  
廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含  
まれない。

### 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方につ  
いて、次のとおり区分した。このうち共同住  
宅については、その建物の階数を「1・2階  
建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11  
～14階建」、「15階建以上」の五つに区分し、  
また、世帯が住んでいる階により「1・2階」、  
「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」、  
「15階以上」の五つに区分している。

一戸建 - 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物  
が1住宅であればここに含まれる。

長屋建 - 二つ以上の住宅を一棟に建て連  
ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それ  
ぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含

まれる。

共同住宅 - 棟の中に二つ以上の住宅があ  
るもので、廊下・階段などを共用している  
ものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、1階が店舗で、2階以上が住宅に  
なっている建物も含まれる。

その他 - 上記以外で、例えば、工場や事  
務所などの一部に住宅がある場合

### 人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年  
の新市町村建設促進法による町村合併や新市  
の創設などにより市部地域が拡大され、市  
部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域  
と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなった  
ため、この都市的地域の特質を明らかにする  
統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査  
から新たに人口集中地区を設定した。

人口集中地区とは、市区町村の境界内にお  
いて、人口密度の高い基本単位区（原則とし  
て人口密度が1平方キロメートル当たり  
4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接し  
た基本単位区内の人口が5,000人以上となる  
地域をいう。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密  
度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人に満たないものがあるが、  
これは人口集中地区が都市地域を表  
すという観点から、人口集中地区に常住人口  
の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある  
地域を含めているためである。